

## よくあるご質問

**Q** どのような人が利用できるのでしょうか。

**A** 犯罪の被害にあわれた方だけでなく、その家族の方なども利用できます。犯罪の種類は問いません（傷害、殺人、逮捕・監禁、脅迫、財産に対する犯罪、性犯罪、ストーカー、DV等）。

被害者と加害者とが、夫婦、親子、会社の同僚等、近い関係にある場合でも構いません。

**Q** どのような相談ができるのでしょうか。

**A** 犯罪の被害に関する対応や手続等について、相談できます。犯罪といえるのか、弁護士に相談すべきか、迷うような内容でも構いません。加害者が判明しているか、警察の捜査が開始されているか、起訴されているかは問いません。

ただし、期間に制限のある手続もあります。被害にあわれた時、まずは電話でご相談ください。

**Q** 電話相談は、誰が対応しているのですか。

**A** 東京の3つの弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）に所属する弁護士が直接対応しています。

**Q** 弁護士に相談するのに費用はどのくらいかかりますか。

**A** 電話相談は、1事件1回に限り、無料です。電話相談後、必要に応じて行われる面接相談は、約1時間で初回に限り無料です。2回目以降は有料（30分につき5,250円（税込））となります。



〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3(弁護士会館内)

地下鉄/霞ヶ関駅から(丸の内線・日比谷線・千代田線)

① B1-b 出口より直通 ② A1出口より徒歩2分 ③ C1出口より徒歩3分

地下鉄/桜田門駅から(有楽町線)

④ 5番出口より徒歩5分



東京弁護士会

TEL 03-3581-2201 (代)

<http://www.toben.or.jp/bengoshi/madoguchi/higaisya.html>

第一東京弁護士会

TEL 03-3595-8585 (代)

<http://www.ichiben.or.jp/consul/center/network.html>

第二東京弁護士会

TEL 03-3581-2255 (代)

<http://niben.jp/consul/hanzaihigai.html>

(平成25年3月作成)

# 弁護士による 犯罪被害に関する 法律相談(無料)と支援について



TEL 03-3581-6666

月曜日～金曜日 午前11時～午後4時  
(祝日、年末年始除く)

# 弁護士が皆様の相談におこたえします

東京の3つの弁護士会に所属する弁護士が、犯罪の被害にあわれた方などからの相談を受けています。女性弁護士もいます。

法律の専門家である弁護士が、被害者の立場に立って、捜査や裁判手続についての説明、とり得る手段、最良の対応等をアドバイスします。

期間に制限のある手続もありますので、できるだけ早めにご相談ください。

さらに、ご依頼を受けて、弁護士が具体的な支援を行うこともできます。ご自身で対応をとることがつらい方など、ぜひご利用ください。必要に応じて、他の支援機関との連携も図っています。

## 弁護士による電話相談

弁護士が直接、電話に対応します。時間は30分以内が目安で、相談料は無料です。

なお、電話相談は1件の被害について1回となります。

## 弁護士による面接相談

電話相談の後、必要に応じて弁護士による面接相談を行っています。

面接時間は1時間以内が目安で、初回に限り無料です。相談を継続する場合、2回目以降は有料(30分につき5,250円(税込))となります。

### 電話相談のご案内

**TEL 03-3581-6666**

月曜日から金曜日までの午前11時～午後4時  
(祝日、年末年始を除く)

※電話番号は平成25年3月末現在のものです。  
電話番号が変更になる場合がありますのでご了承ください。

## 具体的な弁護士による支援の内容

### ● 捜査機関への告訴・告発

### ● 付添

警察署、検察庁、裁判所等に出向く際に弁護士が付き添います。

### ● 検察審査会への申立て

### ● 情報収集

代理人として、捜査機関や裁判所に対し、捜査の経過状況、起訴・不起訴の処分結果、起訴された裁判所、裁判の日時場所等の問い合わせ、裁判傍聴券の手配をします。

### ● 被害者参加弁護士

一定の犯罪の被害者は、希望により加害者の刑事裁判に参加し、意見を述べる等ができます。この被害者参加をする場合にも、弁護士が代理人として対応することができます。弁護士のみが法廷に出向いて代わって意見を述べる等の対応をし、ご自身は裁判所に一切出向かないなど、各種ご要望に応じた対応が可能です。

### ● 損害賠償請求・示談交渉

犯罪行為によって受けた損害の賠償について、加害者と交渉をしたり、代理人として、損害賠償を求める訴えを提起したりします。また、刑事裁判に附随して、簡易な手続で行う損害賠償命令の申立てもあります。弁護士に依頼することで、ご自身で加害者本人や加害者の弁護人と直接対応する必要がなくなります。

### ● 犯罪被害者等給付金支給の申請

### ● マスコミへの対応

## 費用

ご相談の後、ご依頼を受けて、弁護士が具体的な支援活動を行う場合は、有料となります。弁護士費用は、支援の内容、程度などによって異なりますが、経済的に余裕のない方には、以下のような経済的援助の諸制度(いずれの制度も、利用には一定の条件があります。)があります。

まずは相談担当弁護士にご相談ください。

### ● 国選被害者参加弁護士制度

被害者参加をされ、弁護士の援助を受ける場合、国がその費用を負担する制度です。

### ● 犯罪被害者法律援助事業

一定の犯罪被害にあわれた方又はその家族の方が、刑事手続、少年審判手続等に関する活動(マスコミ対応を含む)を希望する際に、日本弁護士連合会が弁護士費用を援助する制度です。

### ● 民事法律扶助

加害者に対する損害賠償請求など、民事裁判等に関する活動を希望する際に、日本司法支援センター(法テラス)が弁護士費用を立替える制度です。

多摩支部所属の弁護士による  
電話相談も行っています。

**TEL 042-548-3870**

毎週火曜日の午後1時～午後4時  
(祝日、年末年始を除く)